

品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱

制定	令和4年1月18日	区長決定	要綱第 2号
改正	令和4年8月 5日	区長決定	要綱第190号
改正	令和5年4月12日	区長決定	要綱第108号
改正	令和5年8月21日	区長決定	要綱第159号
改正	令和6年5月18日	区長決定	要綱第257号
改正	令和7年7月29日	区長決定	要綱第189号

（目的）

第1条 この要綱は、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者や、認可外の居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）を活用した共同保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料について、品川区（以下「区」という。）が補助することにより、保護者の多様な保育ニーズに応えるとともに、負担軽減を図ることを目的とする。

（利用料）

第2条 この要綱において補助の対象とする利用料とは、ベビーシッター事業者（以下「事業者」という。）から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のことをいい、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等、サービス提供に付随する料金は含まないものとする。

（補助対象者）

第3条 この要綱の規定による補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす保護者（親権を有する者や未成年後見人であり、子どもを現に看護する者）とする。

- (1) 満6歳に達する年度の末日までの児童の保護者であること。ただし、児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳または療育等への通所受給者証のいずれかの交付を受けている者（以下「障害児」という。）の場合は、満12歳に達する年度の末日までの児童の保護者とする。
 - (2) 児童および保護者が、ベビーシッターの利用日時点において、品川区の住民基本台帳に記録され、現に品川区内に居住していること。
 - (3) 日常生活上の突発的な事情、社会参加等により、第1号の児童について、一時的に保育を必要とする者またはベビーシッターを活用した共同保育を必要とする者であること。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、品川区外の住民基本台帳に記載されている者であって、配偶者等からの暴力等を理由に品川区に居所を移しているものについては、同号に掲げる要件に該当する者とみなす。

(補助対象期間)

第4条 補助対象となる期間は、ベビーシッターを利用する保護者の児童が満6歳に達する年度の末日までとする。ただし、障害児の場合は、満12歳に達する年度の末日までとする。

(上限利用時間)

第5条 補助対象となるベビーシッターの利用時間は、児童1人あたり1会計年度につき144時間(障害児、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年品川区条例第31号)第2条に規定するひとり親家庭の児童(以下「ひとり親家庭の児童」という。)および多胎児の場合は、児童一人あたり1会計年度につき288時間)を上限とする。

(対象事業者)

第6条 この要綱の規定によるベビーシッター利用支援事業において補助の対象とする事業者は、東京都がその年度のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助要綱において補助対象事業として掲げる要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当するベビーシッターを派遣している事業者であること。

- (1) 東京都または公益社団法人全国保育サービス協会(以下「ACSA」という。)の居宅訪問型保育基礎研修修了者(平成27年度以降に実施したものに限る。)
- (2) ACSAベビーシッター養成(新任)研修および現任研修修了者
- (3) ACSAの認定ベビーシッター資格保有者であり、補足研修を修了した者
- (4) 子育て支援員研修(地域保育コース)修了者(子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。)であり、一部の居宅訪問型保育基礎研修を修了した者
- (5) 保育士資格所有者であり、補足研修を修了した者
- (6) 東京都内の地域型の家庭的保育者(東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者(退職者を含む。)をいう。)
- (7) 看護師資格を保有し一定の保育経験を有する者であり、一部の居宅訪問型保育基礎研修および補足研修を修了した者

(補助金額)

第7条 補助金額は、ベビーシッターの利用料の実支出額(当該実支出額に対して補助対象者が勤務先からの福利厚生その他補助等を受けている場合にあっては、その額を実支出額から減じた額)と別表に定める基準額とを比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書（第1号様式）または品川区電子申請サービスに次に掲げる必要書類を添えて、子ども未来部長が別に定める期日までに区長に提出または申請しなければならない。

- (1) 利用内訳表
- (2) ベビーシッターの要件を証する書類
- (3) ベビーシッターの利用料を証明する書類
- (4) 事業者が発行した利用明細書（利用した児童、利用日、利用時間、金額等の内訳が分かるものをいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、交付等の対象者に該当するか否か等を調査するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による調査後、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を適当と認める場合にあっては品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付が適当でないと認める場合にあっては品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 区長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支給等を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容が事実と相違するとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消しまたは変更を行った場合は、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付決定取消通知書（第4号様式）または品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付内容変更決定通知書（第5号様式）により当該申請者に、通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 区長は、前条により補助金の交付決定を取り消した場合において、当

該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(準用)

第12条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによる

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月1日以降の利用に係る申請について適用する。

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第8条に規定する交付申請において、改正前の品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼請求書によって提出があったものについては、改正後の品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書によって提出があったものとみなす。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

利用区分	利用単価	基準額
1 午前7時から午後10時までの利用	児童1人につき1時間当たり2,500円	利用単価に利用時間を乗じて得た額
2 午後10時から翌日の午前7時までの利用	児童1人につき1時間当たり3,500円	

備考

- 1 基準額は、利用区分ごとの利用時間に基づき算出した後、これを合算する。
この場合において、1時間に満たない時間がある場合は、利用区分ごとにこれを切り捨てる。
- 2 利用区分ごとの切捨て時間（前項の規定により切捨てを行った1時間に満たない時間をいう。以下同じ。）を合算した場合に、当該合算した時間が1時

間以上となるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項の規定により合算した基準額に加算するものとする。

- (1) 利用区分２に係る切捨時間が３０分以上の場合 児童１人につき３,５００円
- (2) 前号以外の場合 児童１人につき２,５００円

品川区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金 交付申請書

品川区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、審査にあたり、次の事項に同意します。
なお、交付決定された場合には、交付決定額を以下の口座に振り込んでください。

- 1

交付決定等に必要な範囲で、品川区が保護者および児童の住民基本台帳等を確認すること。
- 2

品川区がベビーシッター事業者に対し、利用状況を確認すること。
- 3

こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認していること。
- 4

補助上限の決定に当たって、関係課に情報照会を行い、対象児童および申請者の手当の受給や手帳等の交付状況を確認すること。
- 5

偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、当該補助金の全部または一部の返還に応じること。

1 対象児童

氏名(フリガナ)		生年月日	該当するものに☑してください
(フリガナ)		年 月 日生	☐多胎児(双子等) ☐障害児 ☐ひとり親家庭の児童

※①障害児に該当する方は、別途身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳または療育等への通所受給者証の写しをご提出ください。②ひとり親家庭の児童に該当する方は、別途申請者と児童が記載されている戸籍謄本(申請日から3か月以内に発行したもの)をご提出ください。①②について、上限利用時間の144時間を超えていない方や、本申請と同年度内の申請時にご提出済みの方で、状況に変更がない方は不要です。

2 申請者(保護者)

氏名(フリガナ)		住所	
保護者①	(フリガナ)	〒 品川区	
		※品川区を転出(予定)または転入の場合は下記に転出先または転入元住所もご記入ください。 〒	
保護者②	(フリガナ)	転出(予定)または転入日: 月 日	
		電話番号※日中連絡が取りやすい順にご記入ください。	
		- - (続柄:)	- - (続柄:)

3 申請額

申請額	円
-----	---

4 口座情報(申請者欄に記入のある方)

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合				本店・支店 出張所			
	金融機関コード				支店コード			
振込口座	預金種別	普通	口座番号					
	口座名義 (カタカナ)							

5 添付資料

次の書類を添付しています。

- ☐ (1) ベビーシッター利用内訳表
- ☐ (2) ベビーシッター要件証明書
- ☐ (3) 利用明細 ※児童名、ベビーシッター名、利用日、利用時間、利用料内訳が記載されているもの
- ☐ (4) 領収書の写しや請求書など利用料金がわかるもの ※領収書(請求書)の宛名と2申請者(保護者)は統一してください
- ☐ (5) クーポン利用や勤務先の福利厚生等で減額されたとがわかる書類(明細に割引利用日等の記載がない場合)
※(2)～(5)の書式は、それぞれ内容が網羅されていれば、1つの書面にまとまっているものも可

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区ベビーシッター利用支援事業
（一時預かり利用支援）補助金交付決定通知書

年度品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）について、
下記のとおり交付することと決定したので、品川区ベビーシッター利用支援事
業（一時預かり利用支援）交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 対象児童名
- 2 審査対象
第 期申請締切日までの申請
- 3 交付決定金額
円
- 4 ベビーシッター利用時間
時間（残り利用可能時間数 時間）
- 5 振込予定日
年 月 日

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区ベビーシッター利用支援事業
（一時預かり利用支援）補助金不交付決定通知書

申請のありました品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金については、下記のとおり支給等をしないことを決定したので品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象児童名
- 2 審査対象 第 期申請締切日までの申請
- 3 不交付理由

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区ベビーシッター利用支援事業
（一時預かり利用支援）補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知しました 年度品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金の交付決定を下記のとおり取り消したので、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱第10条第2項に基づき通知します。

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

3 返還する金額

4 返還期日 年 月 日

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区ベビーシッター利用支援事業
（一時預かり利用支援）補助金交付内容変更決定通知書

令和 年度品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）について、下記のとおり交付内容を変更することを決定したので通知します。

記

- 1 対象児童名
- 2 申請対象期間
- 3 変更内容

【お問い合わせ先】